

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
第 3 章 保税運送関係	第 3 章 保税運送関係																				
第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認 (特定保税運送貨物の発送手続) 6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2-1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第 3 節 <u>3-1(2)</u> の規定により行うことを求めるものとする。	第 6 節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認 (特定保税運送貨物の発送手続) 6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（関税法基本通達 34 の 2-1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。 なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手續は、前章第 3 節 <u>3-1(1)口又は(2)口</u> の規定により行うことを求めるものとする。																				
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧																				
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】	【通關・收納・評價・關稅鑑査官・通關業監督官關係】																				
<table border="1"> <tr> <td>手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>通関士試験受験申込</td><td>業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 6 条</u> 業基 26-1</td></tr> <tr> <td>通關士試験科目一部免除申請</td><td>業法第 24 条 業規 <u>第 7 条第 1 項</u> 業基 24-2</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	通関士試験受験申込	業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 6 条</u> 業基 26-1	通關士試験科目一部免除申請	業法第 24 条 業規 <u>第 7 条第 1 項</u> 業基 24-2	(省略)	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>手續名稱</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>通關士試験受驗申込</td><td>業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 5 条</u> 業基 26-1</td></tr> <tr> <td>通關士試験科目一部免除申請</td><td>業法第 24 条 業規 <u>第 6 条</u> 業基 24-2</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手續名稱	根拠法令等	(同左)	(同左)	通關士試験受驗申込	業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 5 条</u> 業基 26-1	通關士試験科目一部免除申請	業法第 24 条 業規 <u>第 6 条</u> 業基 24-2	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																				
(省略)	(省略)																				
通関士試験受験申込	業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 6 条</u> 業基 26-1																				
通關士試験科目一部免除申請	業法第 24 条 業規 <u>第 7 条第 1 項</u> 業基 24-2																				
(省略)	(省略)																				
手續名稱	根拠法令等																				
(同左)	(同左)																				
通關士試験受驗申込	業法第 30 条 通關業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号。以下「業規」という。） <u>第 5 条</u> 業基 26-1																				
通關士試験科目一部免除申請	業法第 24 条 業規 <u>第 6 条</u> 業基 24-2																				
(同左)	(同左)																				
【保税関係】	【保稅關係】																				
<table border="1"> <tr> <td>手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>手續名稱</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手續名稱	根拠法令等	(同左)	(同左)												
手続名称	根拠法令等																				
(省略)	(省略)																				
手續名稱	根拠法令等																				
(同左)	(同左)																				

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
製造用原料品等の譲渡届 (オーストラリア協定に基づく製造用原料品)	暫定令 <u>第 33 条</u> の 10 暫定基 9 の 2-20	製造用原料品等の譲渡届 (オーストラリア協定に基づく製造用原料品)	暫定令 <u>第 33</u> の 10 暫定基 9 の 2-20
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)